

## 第2回 国民健康保険の加入者と届出

### ◎国保の加入者

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入している方、生活保護を受けている方以外はすべての方が国保に加入します。

- ①お店を営んでいる方、農業・漁業などにたずさわっている方とその家族
- ②パート・アルバイトなどで、職場の健康保険に加入していない方
- ③退職などにより、職場の健康保険をやめた方とその家族
- ④外国人登録を行っていて、日本に1年以上滞在する方

#### ■問い合わせ

市民課 TEL 672 - 6120

### ○こんなときは、すぐに国保に届出を

	こんなとき	手続きに必要なもの
加入するとき	他市町から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国人が加入するとき	外国人登録証明書、印鑑
やめるとき	他市町へ転出したとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場両方の保険証、印鑑
	死亡したとき	保険証、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
そのほか	外国人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書、印鑑
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印鑑
	保険証をなくしたり、汚れて使えないとき	保険証、身分を証明するもの、印鑑
	長期旅行などで別の保険証が必要なとき	保険証、印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印鑑
	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書、印鑑
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証、印鑑

## 地域包括支援センターの



### 事例を通した相談方法の紹介②

～（介護保険対象者の事例・退院を控えて）～  
～病院から在宅へ～

「もうすぐ退院って言われたんです。どうしたらいいでしょう？」とご家族からこんな相談を受けることがよくあります。

「こんな状態で退院して、家族に迷惑をかけるのではないか…」というご本人の心配。

「どうやって介護したらいいのかわからない。仕事もあるし、両立できるかしら…」というご家族の不安。

具体的に退院の話が出ると、退院後の生活に対して様々な心配や不安が起こります。

実際に病気やケガで入院し、その後遺症などのため

に“歩くのが不便になった”“食事が食べにくくなった”という状態のまま、退院を迎える方も多くおられます。

退院という『節目』の場面で最も大切なことは、“本人や家族が、病気や障害を受け止め、これからの生活を組み立てなおす”ということです。

退院前では、「どうしたらいいのかわからない。イメージがわからない。何が困るのかわからない。」と言われる方も多いのですが、介護保険等のサービスの利用を検討することで、これからの生活の具体的なイメージがつかめることもよくあります。

地域包括支援センターでは、医療機関やケアマネジャーとも連携し、ご本人やご家族の気持ちに耳を傾け、これからの生活を考えていくお手伝いをしたいと思っています。どうぞ、お気軽にご相談ください。

〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1  
朝来市地域包括支援センター（朝来市高年福祉課内）  
電話 672-4004

## 7月は「愛の血液助け合い運動月間」

現在、輸血に必要な血液は、すべて献血によって確保されています。しかし、少子高齢化社会の進展により献血が可能な人口が減少する一方で、血液の需要は増加しています。また、夏季は献血者が減少し、血液が不足がちになります。毎年7月は、「愛の血液助け合い運動月間」。献血へのご理解とご協力をお願いいたします。

厚生労働省